

開 発 審 査 会 基 準 第 18 号

大学等の学生下宿等

市街化調整区域にある大学等に通学する学生のみを対象とするもので、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請に係る土地は、対象とする大学等の近接地又は大学等から1.5キロメートル以内の既存集落内であること。
- 2 当該申請者と大学等との間において、運営方法についての契約がなされていること。
- 3 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。

開発審査会基準第18号の運用基準

- 1 「大学等」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は短期大学、専修学校とする。ただし、特段の事情により遠方からの学生が通うことが必要となる場合においては高等学校、中学校も対象とする。
- 2 基準第2項は次による。
 - （1）防犯対策を講じ学生及び生徒の安全を確保できる計画であり、当該学生下宿としての管理方法について、申請者において適切な措置がとられていること。ただし、当該管理のための住宅を新たに必要とするものでないこと。
 - （2）部活動のみならず学習、人格形成を理念とした教育を実施している学校であること。

附 則

この運用基準は、令和6年4年1日から施行する